医師主導治験の標準業務手順書 変更対比表

項目	変 更 前	変 更 後
4-5-1	委員会の事前の審査に基づく文書による承認を 得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は 変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急 の危険を回避するためのものであるなど医療上 やむを得ないものである場合又は治験の事務的	治験責任医師又は治験分担医師は、治験審査 委員会の事前の審査に基づく文書による承認を 得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は 変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急 の危険を回避するためのものであるなど医療上 やむを得ないものである場合又は治験の事務的 事項のみに関する変更である場合には、この限 りではない。
4-5-3	医療機器の治験においてGCPに規定されている場合は、緊急の危険回避以外の治験実施計画書からの逸脱についても、治験責任医師は文書((医)書式7)を作成し、病院長に提出し、その写しを保存する。	削除
	4-5- <u>4</u>	4-5- <u>3</u>
5-1-2	部長を治験薬管理者とし、病院内で実施される 全ての治験の治験薬を管理させる。ただし、薬剤 部長が管理することが適当でない治験薬につい ては、治験責任医師を治験薬管理者とする。な お、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補	病院長は、治験薬を保管、管理させるため薬剤部長を治験薬管理者とし、病院内で実施される全ての治験の治験薬を管理させる。ただし、薬剤部長が管理することが適当でない治験薬については、治験責任医師を治験薬管理者とする。なお、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、5-1-4、5-1-5及び5-1-6の業務の補助を行わせることができる。
5-2-2	責任医師が管理することが適当でない治験機器	治験ごとに治験機器管理者を選任し、当該治験機器を保管、管理、保守点検させる。なお、治験機器管理者は必要に応じて治験機器管理補助者を指名し、治験機器等の保管、管理、保守点
9-1-1 2)	治験薬概要書の作成に関する手順書	治験薬 <u>(または治験機器)</u> 概要書の作成に関す る手順書